

埋蔵文化財の取扱い（試掘調査・発掘調査）について

草加市教育委員会

「周知の埋蔵文化財包蔵地」（＝包蔵地）の範囲は、地表に散布している土器や石器から推定した範囲にすぎないため、拡大することも縮小することもあります。また、開発工事等の実施に伴う埋蔵文化財の出土により、新たに包蔵地に指定される場合もあります。

埋蔵文化財の包蔵地に該当しない場合は、届出の提出は必要ありません。埋蔵文化財包蔵地に該当し、建物の建築や農地改良など土木事業を行う場合は、原則として事前に該当場所での遺跡の有無を確認させていただき、必要に応じて適切な保護のための措置をとるため、文化財保護法第93条に規定する届出を提出していただきます。以下に手順を示しますのでご確認ください。

草加市では包蔵地の確認について電話での対応をしていません。窓口かFAXでの対応のみとさせていただきます。

1 埋蔵文化財の包蔵地に該当した場合

- ① 「埋蔵文化財の届出」及び「承諾書及び出土遺物に関する放棄書」を草加市教育委員会にご提出いただきます。
- ② それを受けて、教育委員会が埋蔵文化財の有無を確認するための調査である試掘調査を行います。例外については下記囲みをご参照ください。
- ③ 必要があれば、さらに発掘調査を行います。
- ④ ②で埋蔵文化財が確認されなかった、あるいは③で発掘調査などが済んだ後は、当初の開発事業を進めていただくことができます。

【包蔵地に該当していても試掘調査を行わない場合】

地面への影響が明らかに軽微な工事（仮設小屋、囲柵、簡易駐車場、既存建物と同位置・同基礎構造の家屋建替など）は試掘を行わず、工事の際の職員立会とすることがありますが、案件ごとに判断させていただきます。

2 試掘調査について

- ① 試掘調査の方法は、バックホウ（ショベルカー）などの重機で、当該地に試掘坑を掘削する方法が一般的です（人力の場合もあります）。費用は教育委員会が負担します。
- ② 試掘坑は、原則として建築物など土木工事予定箇所に、筋状に数条掘削します（図1参照）。
試掘坑の数や設置位置は、土地の形状や広さにより異なります。

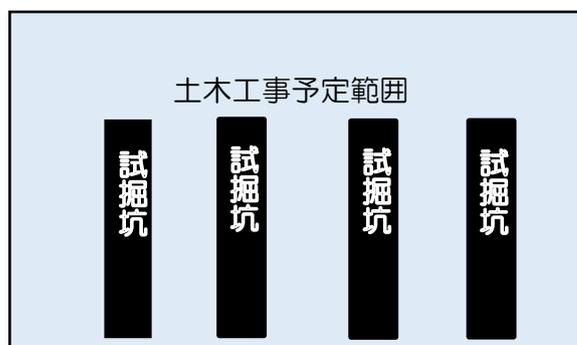


図1 試掘のイメージ

- 注1 試掘坑の数が少ないと、埋蔵文化財の有無が正確に把握できないため、事前に障害物（建築物、樹木、埋設管等）の除去をお願いします。
- 注2 試掘坑は、埋蔵文化財の存在する地層まで掘り下げます。深さは数十センチから1メートル以上と立地条件によって異なります。
- 注3 試掘坑の掘削で予定建築物等に支障がある場合は、必ず事前にお伝えください。
- ③ 調査に当たっては、境界杭や埋設管等のトラブル防止のため、事前に建築物範囲の目印を設けていただく場合があります。
- ④ 調査結果については、調査及び整理作業が終了した後、後日文書にて正式に回答いたします。
- ⑤ 試掘調査後は、掘削に使用した重機で転圧しながら埋め戻します。調査地が良質な農地の場合、地表面の圧縮が生じることがあります（地盤沈下ではありません）。
- ⑥ 試掘調査で埋蔵文化財が確認されなかった場合は、取扱い終了となります。埋蔵文化財が確認された場合の取扱いは、次項で説明します。

3 発掘調査（本調査）について

- ① 試掘調査の結果、住居跡などの「遺構」、土器片などの「遺物」が確認された場合、本調査（発掘調査）を文化財保護法の規定により行わなければなりません。ただし例外があります。

【発掘調査を行わない事例（埼玉県基準）】

- 1) 予定土木工事による掘削深度等と遺跡との間に「保護層」が保たれる場合（埼玉県基準では厚さ30cm以上）
- 2) 一時的な工作物、軽微な盛土の場合
- 3) その他、埋蔵文化財に掘削・影響が及ばないと思われる場合

- ② 発掘調査の費用については、原因者負担となります。
- ③ 発掘調査の期間と費用は、調査面積、遺構・遺物の密度、土地や気象条件で大きく異なります。
- ④ 発掘調査は、教育委員会の体制や土地条件（湧水期など）によってはすぐに着手できない場合があります。
- ⑤ 発掘調査の方法・順序は次のとおりです。
- 1) 発掘調査の対象は予定土木工事個所であるため、その範囲を重機で遺跡面まで掘り下げます。
 - 2) 遺跡面まで掘り下げた後、さらに住居跡などの遺構を人力で掘削します。遺構の深さは様々で、遺跡面より深くなる遺構もあります。
 - 3) 遺構・遺物を採取、記録した後、重機で再度埋め戻して調査を終了します。この際、地表面の圧縮が生じることがあります（地盤沈下ではありません）。
- ⑥ 発掘調査終了後は、当初の計画どおり土木工事を進めていただくことができます。

